

バリュープラン定義書
(バリューほっと)

平成29年10月1日実施

京葉ガス株式会社

目 次

1. 適用条件.....	1
2. 契約の締結等.....	1
3. 料 金.....	2
4. 長期割引制度の適用条件.....	2
5. 期中解約金.....	3
6. その他.....	3
付 則.....	4
[別表1] 料金および消費税等相当額の算定方法.....	5
[別表2] 料金表1.....	6
[別表3] 料金表2.....	7

バリュープラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 適用条件

お客さまは、この定義書にもとづく契約を2（3）に定める契約開始日から前日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続する場合に、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

2. 契約の締結等

- （1）この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- （2）申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- （3）新たにこの定義書にもとづく契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
- （4）当社は、この定義書にもとづく契約を最低利用期間経過前に解約、または当社の一般ガス供給約款にもとづく契約へ変更されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書、または当社の他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、または当社の一般ガス供給約款にもとづく契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。（（5）において同じ。）

- (5) 当社は、お客さまが当社とこの定義書にもとづく契約を最低利用期間の経過前に同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金、または延滞利息を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。

3. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、(4)に定める支払期日までにお支払いいただきます。
- (4) 支払期日は、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および5月1日、12月30日）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

4. 長期割引制度の適用条件

次に規定する期間（以下「長期割引最低利用期間」といいます。）において、同一需給場所でこの定義書にもとづき継続してガスを使用するお客さまは、長期割引制度の適用を申し込むことができます。

- ①新たにこの定義書にもとづき契約を開始する場合、契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として24か月目の月の定例検針日まで
- ②既にこの定義書にもとづき契約をしている場合、長期割引制度の申込日以降到来する最初の定例検針日の翌日からその前日が属する月の翌月を起算月として24か月目の月の定例検針日まで

5. 期中解約金

- (1) 当社は、4に定める長期割引制度の適用を受けたお客さまが、4に定める長期割引最低利用期間の経過前に解約する場合には、転居等のやむをえない場合を除き、(2)に定める期中解約金を申し受けます。この場合、期中解約金は、契約の消滅日の前日を含む料金算定期間の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせてお支払いいただきます。
- (2) 期中解約金は、1, 500円(税込)を申し受けます。

6. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は、平成29年10月1日から実施します。

2. 期中解約金の免除

この定義書にもとづく長期割引制度の申込日が平成29年12月29日までの場合、長期割引最低利用期間の経過前の解約であっても、5で規定する期中解約金を適用いたしません。

3. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約

(1) この定義書の実施日以前にガス使用契約をされた方は、この定義書に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日の前日が属する月の翌月といたします。

(2) この定義書の実施日以前に長期割引制度を申し込まれた方は、この定義書に定める長期割引最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の長期割引最低利用期間の起算月は、以下のとおりとします。

①旧ガス料金プラン定義書にもとづく契約の開始と同時に長期割引制度を申し込まれた場合は、契約開始日の前日が属する月の翌月

②旧ガス料金プラン定義書にもとづく契約の開始後に長期割引制度を申し込まれた場合は、その申込日以降到来する最初の定例検針日が属する月の翌月

[別表 1] 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 4に定める長期割引制度を適用していない場合は以下のとおりとします。
- ① 基本料金は、別表2を適用いたします。
 - ② 従量料金は、別表2の基準単位料金または小売約款で規定する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 4に定める長期割引制度を適用している場合は以下のとおりとします。
- ① 基本料金は、別表3を適用いたします。
 - ② 従量料金は、別表3の基準単位料金または小売約款で規定する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)
- $$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

[別表2] 料金表1

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が100立方メートルをこえ、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が350立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,258.72円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	138.73円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,434.76円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	136.97円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	6,391.05円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	122.81円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

[別表3] 料金表2

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が100立方メートルをこえ、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が350立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,128.72円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	138.73円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,304.76円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	136.97円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	6,261.05円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	122.81円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。